

平成 26 年度第 3 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
平成 26 年 11 月 28 日（金）午前 9 時 30 分～午前 11 時
- ◆ 開催場所
練馬区役所 901 会議室（本庁舎 9 階）
- ◆ 出席者
出席委員 4 名（会長 ほか 3 名）
区側出席者 4 名（文化・生涯学習課長、ほか職員 3 名）
- ◆ 議事
1 審議
平成 26 年度指定・登録文化財の答申案について
- ◆ 報告事項
1 東京外かく環状道路工事にともなう八の釜憩いの森周辺の発掘調査について
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：0 人）
- ◆ 配布資料
資料 1 平成 26 年度練馬区文化財保護審議会答申案
資料 2 金銅製飾具参考資料
資料 3 練馬区文化財保護条例
資料 4 練馬区文化財登録・指定基準
- ◆ 事務局
練馬区 区民生活事業本部 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
TEL 5984-2442

会議の要旨

- <会長> 開会の挨拶
- <事務局> 会議の成立について
- <会長>
では、まず説明は通しで聞いた上で、審議については一件ずつ行いたいと思います。お願いいたします。
- <事務局>
1 文化財を指定することについて No.1「金銅製飾具」の説明
2 文化財を登録することについて No.1「加藤家文書」・No.2「高松の御嶽講関係資料」の説明
- <文化・生涯学習課長>

審議いただく前になりますが、「高松の御嶽講関係資料」について、事務局でどうしようか考えていることがございます。もちろん審議していただいた上での話ではありますが、先般の9月27日に発生した御嶽山の噴火があった関係で、現在も何人かの方がまだ行方不明になっていることもございまして、今年度登録させていただきますと、区報ですとか、各新聞社への情報提供ということでパブリシティをやっていくのですが、その際に御遺族の感情などを考えますとどうなのかということがございまして、今事務局で考えていますのは、答申をいただいております。同意をとる時に来年度の分として一括して、少し先延ばししようという思いもございまして。そのへんについてもご意見をいただければと思っています。審議の後で結構ですのご意見お願いいたします。

<会長>

では審議に入ります。まず指定の「金銅製飾具」について質疑がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

<副会長>

文案を見ると、最初の3行目で「帯金具」とあり、同じ段落の最後には「馬具帯飾金具」とあり、文化財の名称は「飾具」となっていますが、これらはいずれも同じ物を指していると思いますが、正しい名称は何でしょうか。例えば、資料2-3の「馬具の名称・分類」を見ると、飾金具や帯端金具などいろいろな馬具の名前が載っていますが、このなかのどこにあたるのでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

資料2-3の「用語について」をご覧くださいますと、そこに鉈尾・辻金具・帯飾金具の名称があり、その帯飾金具のなかに有窓倒卵形と有窓長方形がありますが、本件は有窓長方形という言葉で分類されているものにあたるかと考えています。

<副会長>

そうすると「帯飾金具」ということですか。帯飾金具というのは、資料2-3の図にある馬具のどういったところに使用されるものでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

面懸・胸懸などの馬具は革でできていると考えていただいて、その革でできている中のところどころにある飾金具に使われていたと位置づけられます。

<委員>

場所はなかなか特定できないが、馬具の革を飾っているということになりますから、「帯飾金具」というのが一番捕捉する言葉ということになるんですかね。

<副会長>

そうすると文化財の名称から考え直さなければなりませんね。

<委員>

「金銅製飾具」というのは、何に使うのかという評価を完全には言っていない名称ということになりますね。いろいろ考証した結果、馬具の帯飾具がよいという研究の成果を得たということですから、名称は、金銅製で何かに使う飾具だということですよ。一般的にそうなのですか。

<文化・生涯学習課長>

この点は実は大きな中身を含んでいまして、本件が出土した時点で、この出土品が馬具の飾りなのか、銜帯なのかという大きな問題があったということで、「飾具」という一般的な名称で出土品について報告したということになります。

<副会長>

そうすると説明文は、最初の3行目の「金銅製の銜金具」というよりも「金銅製の飾具」にして、それから形態や何かを説明していき、段落の最後は「馬具の銜飾金具とみられる」というように順序を追っていったほうがいいわけですかね。

<文化・生涯学習課長>

説明文の最後に「馬具飾の系譜から銜金具への変遷の様相を知る」と明記しましたが、これは馬具飾ではなく銜金具だということを暗に言っている部分があります。そのへんのご審議をいただいた上で、ここはどこまで言えるかということがあると思いますので。馬具であるということであれば、名称も「金銅製の銜飾金具」でかまわないと思いますが。

<副会長>

しかし、住居址から出土している。

<委員>

さらに墨書土器や刀子とか、転用硯もありますから、役人が身につけているモノの可能性があるとすると、いわゆるベルトのバックル、すなわち銜金具になるということですね。

<文化・生涯学習課長>

先ほどの資料2-3の出典の論文も『銜帯をめぐる諸問題』のなかの「馬具の革金具」ということですので、確定はしていないのしょうけれど、研究者の間では少なくとも時期が下るものについては、馬具ではなく銜帯という位置づけの金具に変遷しているということを述べていることになります。

<委員>

銜金具に属するということになると、最後の段落で「馬具の飾金具」と記している点と矛盾してしまいますね。

<文化・生涯学習課長>

報告では「馬具状銜飾」として馬具状と書いてあったのですが、今回の文案では「馬具銜飾」としてありますので矛盾はしています。

<事務局>

類例にあたりますとなかなか同じものはありませんが、形態から申しますと、先ほど課長からも説明のありました、馬具の銜飾金具のなかに類似したものがあるということで、そのへんはちょうど過渡的なものと言えます。

<副会長>

過渡的というのは、形状が変わってくるのか、それとも馬具の銜飾が奈良時代になると銜帯として転用される用例が多くなるということですか。それとも、形からだけではどちらかよくわからないのですか。

<文化・生涯学習課長>

基本的には形からではわかりません。ただ、傾向としては大きなものが小さくなる、いわゆる銜金具として出土するものと大きさが同じになってくるということです。

<副会長>

例えば、厳密にいうと、この現物が馬具の帯飾として使われ、のちに銙帯として転用されていったということは考えられますか。

<文化・生涯学習課長>

いいえ、はじめから銙帯として作られたと考えられます。

<委員>

そうすると、文案の最後の段落にある「馬具の飾金具」の「馬具の」や、最初の段落の「馬具帯飾金具」の「馬具」ですとか、「馬具」という言葉を削ってしまうほうが筋としては通る気がするのですが、どうでしょうか。最後のところ「馬具飾の系譜から銙帯金具への変遷…」の部分、ここで「馬具」が出てきてもいいとは思いますが、いかがでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

前も申し上げましたとおり、このモノの評価を、使用法を銙帯と言い切ってしまうのかという問題があります。

<委員>

この遺物が発見された時の研究状況と、その後全国でいろいろな事例が出て、奈良文化財研究所の『銙帯をめぐる諸問題』などの、いわゆる専門的な研究会が行われた地域には類例が増えて、だんだんこういうモノが銙帯だという評価が定まってきたのはいるのですが、ただ将来的なこともありますので、名称を銙帯と決めるとまた将来逆転してしまうこともありますので、名称については最初につけた「金銅製飾具」でもいいような気がしますけど、どうでしょうか。

<委員>

そうですね。

<副会長>

第一段落の最後の「この時期の馬具帯飾金具である」を何かもう少し含みを持たせたほうがいいように思います。

<委員>

先ほどおっしゃったように「馬具」を削るかですかね。

<副会長>

例えば、「馬具状の飾金具」であるとか「状」を付けておけば、用途はここでは明示しないということにできるか思ったのですが。ここで馬具と言い切ってしまうと、銙帯ではないということになります。

<委員>

たしかに最後の段落で「馬具飾の系譜から銙帯金具へ」と記しているから、第一段落では「馬具状」とか、元の報告書の表現を活かして少し説明があったほうがよいと思います。

<委員>

例えば、最後の段落に「本例は、馬具の飾金具ともみられるが」とかにして、第一段落の「馬具」はやはり削ってしまうというのは、どうでしょうか。

<委員>

最初は、たんに「飾金具」とか「飾具」だとか、馬具か銙帯かを明示しないような形にして、次に遺跡の評価などを記す。

<副会長>

最後の段落の「馬具の飾金具が」はないほうがいいですね。「本例は、奈良時代の住居址から出土した飾金具であり」として、そのあとの「馬具飾の系譜から銙帯金具への変遷…」とい

うのがもう少し説明がないと抽象的でわかりづらいように思います。やはり、第一段落の最後の「馬具帯飾金具」と断定するのはまずいのではないのでしょうか。例えば、「馬具の帯飾金具と共通する形態をもつ金具である」と記すのであればわかるのですが。

<事務局>

そうしますと、先ほどご提案のありました「馬具状飾金具」のように「状」を入れて断定しないという形はいかがですか。

<委員>

「馬具状」という言い方でいいのでしょうか。

<副会長>

「馬具帯飾金具状の金具」というのが正しい表現でしょうか。

<委員>

副会長のおっしゃった「馬具帯飾金具と共通する」というように、必ずしも馬具帯飾金具とは断定していないとした上で、遺跡の性格から考えていったところ、最後の段落で「馬具飾の系譜から銜帯金具への変遷がわかるような資料で、資料的な価値が高い」という流れでまとめていただくのがいいのではないのでしょうか。

<副会長>

最後の部分で「さらに、本遺跡からは墨書土器や硯も出土しており」と記されていますが、この金具以外の説明ですよね。価値づけという意味ではわかるのですが、それは第二段落でも十分に説明していますので、この部分はない方が価値はわかりやすいと思います。

<事務局>

では、整理させていただきます。まず、3行目の「金銅製の帯金具」は「金銅製の飾金具」に変更し、第一段落最後の「この時期の馬具帯飾金具である」は「この時期の馬具帯飾金具と共通する特徴をもつ」に変更します。また、最後の段落の「本例は、馬具の飾金具が、」の「馬具の飾金具が、」を削り、そのあとの「奈良時代の住居址から出土した事例であり」の「事例」を「飾金具」に変更、そして「さらに、本遺跡からは墨書土器や硯も出土しており、」を削り、「律令制体制下の地方集落を考える上で」のあとに「も」を入れて「考える上でも」とするということよろしいでしょうか。

<委員一同> (賛同)

<事務局>

では、名称は「金銅製飾具」のままよろしいでしょうか。

<副会長>

これまでも登録文化財としてこの名称が付いているわけですから。

<事務局>

では、名称はこのまま「金銅製飾具」とさせていただきます。

<会長>

よろしいでしょうか。では、次の登録文化財の「加藤家文書」につきまして質疑等ごさいますでしょうか。

<委員>

「小樽村に所領のあった」という表現について確認ですが、小樽村は全て米津氏の所領でしょうか。それとも相給という形でしょうか。

<事務局>

小樽村のなかに米津氏の所領が散在していました。相給という形です。

<委員>

それならば、この表現でけっこうです。

<副会長>

第二段落に「加藤家の住所地名および屋号である水溜だけでなく」とありますが、加藤家の屋号は水溜ですか。

<事務局>

そうです。

<副会長>

では、「住所地名」というのはどういうことですか。

<事務局>

加藤家が住んでいる場所の地名ということです。つまり、「水溜」は、加藤家が住んでいる地名でもあり、屋号でもあることになります。

<副会長>

では、「住所地名であり屋号でもある」としたほうがよいのではないのでしょうか。また、「水溜だけでなく」の「だけでなく」よりも、「と」あるいは「および」のほうがよいのではないのでしょうか。

<事務局>

では、「住所地名であり屋号でもある水溜、および」に訂正いたします。

<副会長>

最初の段落に「文書類 233 点」とありますが、「文書」と記さず「類」を付けたのは文書以外にも何か含まれているのでしょうか。

<事務局>

帳面・帳簿類を含んでいます。

<副会長>

文書が中心なののでしょうか。

<事務局>

江戸時代のものは文書と帳簿は半々くらいですが、明治・大正期はほとんど文書になります。

<委員>

帳簿類が多いという点と、文中の第二段落には「〇〇帳」が出てきますので、「文書・帳簿類」という表現では具合は悪いのでしょうか。

<委員>

そういった帳簿類も含めて広い意味で「文書」でもいいと思いますが。

<委員>

文中の「文書」がいずれも広義の「文書」を使っているということで通すのであれば「文書」でもいいのですが、先ほど副会長がおっしゃったように、文書類には文書と他に何かあるのかという説明が必要であれば「文書・帳簿類」としたほうがよいのではないのでしょうか。

<事務局>

では、第一段落の「文書類」は「文書・帳簿類」にいたします。

<副会長>

少し話がずれますが、答申文の「文化財の概要と価値」の文章が、誰に向けて何を示すものかわからなくなってきて、専門的なレベルを保ちつつ、短い字数で一般の人にもわかるように書くというのは至難のわざだと思います。先ほどの「金銅製飾具」の場合でもそうですが、価値づけに文章が多く割かれていて、物そのものの説明が意外と簡単に書いてしまうので、今のような質疑になると思います。これは一般区民に読ませるものなのですか。

<事務局>

直接この文章そのものを区民が読むことはありませんが、これをかみ砕いた形で広報誌「ねりまの文化財」ですとかホームページに載せています。

<文化・生涯学習課長>

基本的には区のほうで原稿を出すときは、かみ砕いて載せますが、新聞社への情報提供はこのままいきますので、記者がこれを読んで一般化していくことになります。

<副会長>

国の場合は、説明書があって、それとは別に200字で書かされますね。

<文化・生涯学習課長>

今後の検討事項ではありますが、文化財の登録件数も多くなっていますので、今後新たな方向性を定めていきたいということもありますので、そのなかで答申文の出し方ですとか、本来は、ペーパーとして研究ノートのなものが一つあり、それとは別に概要版、説明版という形で出していくべきだろうと考えています。他の自治体でもそういうところがありますので。ただ、これを一緒にやっているところが特徴でもあるのですが。

<副会長>

他の先生方のほうがご存知だとは思いますが、練馬区の場合は諮問の文章としては少しコンパクトですよ。短い文章に収めようとするから、先ほどのような質問が出てくるのだらうと思います。他のところでは、倍とか3倍とかの長さがあります。

<会長>

他に質問・意見ございますか。

<副会長>

第一段落の最後に「証書類・地券」とありますが、これは文書になるわけですか。

<事務局>

はい、そうです。

<文化・生涯学習課長>

「証書類」の「類」って何ですか。

<事務局>

「売渡し証文」や「譲り証文」のような様々な証文があるという意味で用いました。

<委員>

証文のなかに様々な書類があるって意味の「類」ですよ。

<副会長>

先ほどの「など」を意味するような「類」とは違いますね。

<事務局>

はい。では「類」を削って、「証文・地券」といたします。

<会長>

他に何かございますか。では、次の「高松の御嶽講関係資料」にいきます。

<事務局>

本日欠席の委員から、文章について二点、事前にご意見をいただきました。まず一つ目が、第一段落のところですが、「旧上練馬村高松（現高松五丁目・六丁目周辺地域）の木曾御嶽講で、明治13年…」の「木曾御嶽講」を最後の「講関係資料」の前にもっていき、「旧上練馬村高松（現高松五丁目・六丁目周辺地域）で明治13年（1880）に結成したとされる御嶽一山開闢講社に伝来した文書・道具類などの木曾御嶽講関係資料193点である」としたほうがいいのではないかというご意見なのですが、いかがでしょうか。

<副会長>

この文章だと木曾御嶽講と御嶽一山開闢講社との関係がよくわからないのですが、木曾御嶽講である御嶽一山開闢講社ということですか。

<事務局>

はい、そうです。

<委員>

そういうことであれば、「旧上練馬村高松…で明治13年（1880）に結成したとされる木曾御嶽講の御嶽一山開闢講社に伝来した文書・道具類などの関係資料」とするのは、どうですか。

<副会長>

文中の「木曾御嶽講で」が御嶽一山開闢講社の説明で書いたのでしたら、そのほうがわかりやすいと思います。

<事務局>

では、そのように修正いたします。もう一つ欠席委員からご指摘がありまして、第二段落4行目の「明治14年の「御嶽神社薬売上帳」などが残る」の部分ですが、「など」を付けるのであればもう一例ぐらい資料名をあげたほうがよいとのこと。ご意見をうけこちらで修正した案としまして、「木曾御嶽神社から丸薬・薬湯を仕入れていたことわかる明治14年の「御嶽神社薬売上帳」や大正7年の「御嶽山薬湯寄付金記帳」などが残る」にしたらどうかと考えましたが、いかがでしょうか。

<副会長>

第二段落のところ、最初の文章では、いつの時代からいつの時代までのものがいくつあると書いてあり、その次に「御嶽山代参や講の収支、御嶽神社の維持・管理に関わるものが多くみられる」とあり、ここでは全体の内容を説明しています。ところが、その次に続く文章には、「代参」や「維持・管理」という言葉は出てこないで、いきなり「講の運営に関わる帳簿や書簡」と、「御嶽山登山・参詣に関わる文書類」のように二分しています。その関係がよくわからないので教えてください。

<事務局>

文書類全体のなかに、以下二つのような内容の文書があるということになります。

<副会長>

では、「講の運営に関わる帳簿や書簡」は、「御嶽山代参や講の収支、御嶽神社の維持・管理に関わるもの」のどちらにあたるのですか。

<委員>

対応関係があるかないかということですね。

<事務局>

はい、直接的な対応関係はありません。「講の運営に関わる」という言葉が余計であったかもしれませんが、丸薬・薬湯の仕入れに関わる資料は、「講の収支」に関わるものに含まれると考えています。

<副会長>

そうであれば、乱暴ではありますが、「講の運営に関わる帳簿や書簡には、」という文章を削り、「それらのなかには」としたほうが、わかりやすいのではないのでしょうか。

<事務局>

はい。そのように思います。

<副会長>

そうすると、次の「また、御嶽山登山・参詣に関わる文書類からは」という部分もなくてもよいのではないのでしょうか。

<事務局>

たしかにその部分を削り、「また、明治・大正・昭和の各時代における木曾御嶽山までの行程や宿泊・運賃・茶代などを知ることでできる文書類がある」とすれば、通りがよくなると思いますので、修正いたします。

<副会長>

「版木・ハンコ類」の「ハンコ」とありますが、この時代には「ハンコ」という言葉を用いるのが普通ですか。

<事務局>

厳密には、ハンコには印鑑や印章、印判など呼び名がいろいろありますが、一昨年度に「本覚寺の版木」を登録した際にも、捺すだけの目的に用いるものは「ハンコ」と呼んでいます。

<会長>

他には何か質問等ございますか。よろしいでしょうか。

<副会長>

先ほど課長がおっしゃった、いつ登録するかということについては、来年になればふさわしい時期になるか、来年になっても事態は変わるかわからないか。

<文化・生涯学習課長>

来年になれば、雪解けして救助活動が再開されるということがあります。また、どちらかと言えば、文化財を登録することは御嶽講の方々にとってはお祝いになりますので、区民に対してお示ししていくなかで、はたしてどうなのだろうという思いがあったものですから、答申は今年度審議していただき、あとは所有者の同意をとる手続きがありますが、この手続きをしかるべき時期に遅らせるということでやらせていただきたいと考えてはいるのですが、それに対し審議会としてご意見があればお聞きしておきたいということです。

<副会長>

私は、今年度ではないほうが良いと思うのですが、来年度とは決めないで、もしかして来年度もっと事情が悪くなるようなことがあったら再来年ということもあるかもしれないので、来年度以降としたほうが安心かなと思います。来年度やらなければいけないとなると、また状況がどうなるかわかりませんので。

<文化・生涯学習課長>

所有者に対しては審議していただき、価値判断で登録文化財の評価をしていただいたということをお伝えできます。

<委員>

では、登録する年月日というのは公表した時になるのでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

登録手続きが終わったときになります。

<委員>

ということは、その間は表向きには登録されていないということですね。

<会長>

今回は答申しないということでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

答申はいただきます。

<副会長>

それはどちらがいいのでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

ただ、諮問した内容はすでに議会や教育委員会に報告していますので、この点は審議会の判断よりも行政側の判断となります。実際に、答申をいただきながら指定・登録できていない文化財が他にもあります。相手の同意を得られていないということですが、同意を得られた場合、その時点で指定・登録手続きをすることにしていますので、それと同じ扱いになると思っています。審議会には、文化財の指定・登録すべきかどうかの価値判断を求めていますので、それをしっかりやっていただくのがいいのではないかと考えています。例えば今年、仮に国が御嶽の資料を審議会に出したとしたらハレーションもあるだろうと思います。

<副会長>

国だったら、諮問自身を延ばして、答申は受けないということになるでしょうね。

<文化・生涯学習課長>

まだ決めているわけではありませんので、これで答申を受けさせていただいて、所有者の意向も確認しつつ、但しオープンにした時にはまだ登録されていないという状況があり得るということだけ、ご理解いただければと思います。

<会長>

では次に、事務局から報告事項としまして、東京外かく環状道路工事の発掘調査についてお願いします。

<事務局>

外かく環状道路工事にともない、比丘尼橋遺跡C地点ということで10月から発掘調査を行っています。今までのところ、縄文時代の集石土坑が3、4か所、また旧石器の礫群と石器が立川ロームIV層からV層にかけて見つかっています。調査は、前回の報告のとおり、東京都埋蔵文化財センターで行っております。

<会長>

よろしいでしょうか。では、事務局から何かありますか。

<事務局>

その他（事務連絡） 次回の文化財保護審議会の日程について

<会長>

何かご意見ございますか。では、本日はこれにて閉会いたします。